

令和7年度 第2回

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和8年2月6日(金) 午後4時00分～
役場1F 庁議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議 案

協議事項

- 1) 令和7年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について
・・・P3
- 2) 令和8年度岩美町国民健康保険事業概要について
・・・P4～5
- 3) 令和8年度岩美町国民健康保険特別会計予算(案)
・・・P6
- 4) 令和8年度岩美町国民健康保険税(案)について
・・・P7～12
- 5) 令和8年度岩美町国民健康保険事業計画(案)について
・・・P13～26
- 6) 岩美町国民健康保険保健事業実施計画の進捗状況について
・・・P27～28
- 7) その他

5 閉 会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和 51 年 4 月 19 日
規則第 2 号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岩美町規則第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和 34 年岩美町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3 協議会の会長を選挙するときは、第 1 項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第 4 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開会することができない。

第 5 条 協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第 6 条 会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5 日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第 7 条 会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第 8 条 会議録に署名すべき委員は、会長のほか 2 名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期：令和7年1月1日～令和9年12月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	村 上 富 重	
	船 木 道 代	
	森 田 加 代 子	
	内 田 千 登 勢	
医療機関代表	藤 田 直 樹	
	永 美 善 男	
	中 村 直 之	令和8年1月1日新任
	吉 田 泰 之	
公 益 代 表	澤 井 利 彦	会 長
	西 浦 公 子	
	中 島 玉 江	
	岡 田 美 恵 子	
計	1 2 名	

令和7年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込

R8.1.30

(単位：円)

歳 入			
科 目	予算現額 A	決算見込額 B	比 較 B-A
1 国民健康保険税	164,047,000	162,485,093	▲ 1,561,907
一般被保険者国民健康保険税	163,994,000	162,407,084	▲ 1,586,916
1 医療給付費分現年課税	93,335,000	93,676,983	341,983
2 後期高齢者支援金分現年課税	49,662,000	48,249,526	▲ 1,412,474
3 介護納付金分現年課税	13,847,000	14,394,521	547,521
4 医療給付費分滞納繰越	4,250,000	3,522,413	▲ 727,587
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	1,810,000	1,481,572	▲ 328,428
6 介護納付金分滞納繰越	1,090,000	1,082,069	▲ 7,931
退職被保険者等国民健康保険税	53,000	78,009	25,009
1 医療給付費分滞納繰越	50,000	75,792	25,792
2 後期高齢者支援金分滞納繰越	1,000	0	▲ 1,000
3 介護納付金分滞納繰越	2,000	2,217	217
2 使用料及び手数料	77,000	77,000	0
3 国庫支出金	1,210,000	1,210,000	0
4 県支出金	1,002,661,000	1,002,650,000	▲ 11,000
保険給付費交付金	1,002,660,000	1,002,650,000	▲ 10,000
1 普通交付金	975,520,000	975,510,000	▲ 10,000
2 特別調整交付金	27,140,000	27,140,000	0
財政安定化基金交付金	1,000	0	▲ 1,000
5 財産収入	789,000	789,000	0
6 寄附金	1,000	0	▲ 1,000
7 繰入金	123,640,000	123,640,000	0
1 一般会計繰入金	84,611,000	84,611,000	0
2 基金繰入金	39,029,000	39,029,000	0
8 繰越金	1,000	0	▲ 1,000
9 諸収入	109,000	0	▲ 109,000
計	1,292,535,000	1,290,851,093	▲ 1,683,907

※予算現額は3月補正後見込

(単位：円)

歳 出			
科 目	予算現額 A	決算見込額 B	比 較 B-A
1 総務費	11,460,000	11,460,000	0
1 総務管理費	10,720,000	10,720,000	0
2 徴税費	541,000	541,000	0
3 運営協議会費	199,000	199,000	0
2 保険給付費	979,122,000	979,112,000	▲ 10,000
療養諸費	826,086,000	826,086,000	0
1 療養給付費	820,344,000	820,344,000	0
2 療養費	3,892,000	3,892,000	0
3 審査支払手数料	1,850,000	1,850,000	0
高額療養費	149,424,000	149,424,000	0
1 高額療養費	148,924,000	148,924,000	0
2 高額介護合算療養費	500,000	500,000	0
移送費	10,000	0	▲ 10,000
出産育児諸費	3,002,000	3,002,000	0
葬祭諸費	600,000	600,000	0
3 国保事業費納付金	263,816,000	263,816,000	0
4 財政安定化基金拠出金	1,000	0	▲ 1,000
5 保健事業費	28,985,000	28,985,000	0
1 特定健診事業費	11,378,000	11,378,000	0
2 保健事業費	5,846,000	5,846,000	0
3 健康管理費	11,761,000	11,761,000	0
6 積立金	789,000	789,000	0
7 諸支出金	6,362,000	6,362,000	0
1 償還金等	1,624,000	1,624,000	0
2 繰出金	4,738,000	4,738,000	0
8 予備費	2,000,000	0	▲ 2,000,000
計	1,292,535,000	1,290,524,000	▲ 2,011,000

歳入決算見込 - 歳出決算見込

1,290,851,093円 - 1,290,524,000円 =

327,093

令和8年度岩美町国民健康保険事業概要について

1 被保険者数について

本町の国保被保険者数（12月1日現在）は、年々減少傾向にあります。

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
被保険者数	2,672人	2,490人	2,370人	2,277人	2,154人
対前年比	—	△182人	△120人	△93人	△123

2 国保事業納付金について

(1) 令和8年度納付金の算定結果

区分	令和7年度納付金	令和8年度納付金	対前年度
鳥取県全体	12,369,714,878円	12,986,463,474円	616,748,596円増 (4.99%増)
岩美町分	263,815,652円	275,646,753円	11,831,101円増 (4.48%増)
医療分	176,436,996円	183,762,690円	7,325,694円増
後期高齢者支援金分	68,275,744円	66,404,523円	1,871,221円減
介護納付金分	19,102,912円	19,021,769円	81,143円減
子ども支援納付金分	—	6,457,771円	6,457,771円増

* 令和7年度から医療費指数を段階的に引き下げ11年度から納付金算定において、医療費指数を反映しない納付金ベースの統一を図る。(R8医療費指数反映係数(α)=0.6)

(2) 県全体納付金の主な増額等理由（県医療・保険課）

- ・人口減少、少子化等により被保険者数の大幅な減少を見込む。
(前年度推計から2,661人(△2.8%)減少を含む)
- ・診療報酬改定や前期高齢者交付金の減額により、医療分が約4.2億円、新たに子ども子育て支援金分が3億円の増加となった。
- ・令和8年度診療費総額を約456億円と推計。(前年度推計比：約4億円増)
(被保険者数の減少：△2.9億円、診療報酬改定：6.9億円増)
- ・過年度決算剰余金6.3億円を納付金減算に充当

(3) 岩美町分の納付金の増額理由

- ・納付金算定に反映される医療費指数は微減だが、県全体の納付金額の増加に伴い岩美町分も増額となっている。

〔医療費指数〕令和8年度算定時：1.0668 (R7算定時：1.0712)

3 令和8年度の国保税（案）について

(1) 算定方式 3方式（所得割・均等割・平等割） ※令和5年度から資産割は廃止

【1人あたり保険税（当初予算時）】※保険税軽減・激変緩和措置に係る基金繰入を含む。

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	対前年度
医 療 分		47,330円	43,229円	43,926円 (57,795円)	70,238円	26,312円
後期高齢者支援分		21,777円	22,512円	21,990円	24,034円	2,044円
介護納付金分		21,087円	23,789円	24,915円	26,103円	1,188円
子育て支援納付金分		—	—	—	2,337円	2,337円
計		90,194円	89,530円	90,831円 (104,700円)	122,712円	31,881円 (18,012円)
基金繰入	激変緩和	17,903千円	12,695千円	5,562千円	—	—
	税軽減	2,400万円	0万円	3,000万円	—	—

※（令和7年下段（ ）内は軽減に係る基金繰入含まない。ただし、激変緩和に係る基金繰入は含む）

(2) 令和8年度国保税の算定方針

令和8年度は、子ども子育て支援納付金の創設など県全体の国保事業費納付金が増（約6.2億円増）となったことで、本町では約1,180万円の増額となりました。加えて被保険者数は前年度比123人の減、また令和5年度から実施していた保険税算定方式の変更に伴う激変緩和措置が終了したことなどから、被保険者1人当たりの保険税額は、前年度当初予算時と比べ大幅な増額となります。

医療費の増加、被保険者数の減少新たな子ども子育て支援金の負担など増額はやむを得ない部分もありますが、被保険者へ与える影響も考慮し、令和8年度予算は、保険税軽減のため基金を前年度当初予算時と同額の3,000万円繰入れることで、保険税の上昇を抑えたいと考えます。

【1人あたり保険税（当初予算時）】 *保険税軽減のための基金繰入3,000万円を含む。

区 分	令和7年度	令和8年度	対前年度
医 療 分	43,926円	55,508円	11,582円
後期高齢者支援分	21,990円	24,034円	2,044円
介護納付金分	24,915円	26,103円	1,188円
子育て支援納付金分	—	2,337円	2,337円
計	90,831円	107,982円	17,151円

令和8年度岩美町国民健康保険特別会計予算（案）

R8.1.30

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	入		比 較 B-A
	令和7年度 当初予算額 A	令和8年度 当初予算額 B	
1 国民健康保険税	163,826	188,640	24,814
一般被保険者国民健康保険税	163,773	188,608	24,835
1 医療給付費分現年課税	95,019	113,586	18,567
2 後期高齢者支援金分現年課税	47,568	49,181	1,613
3 介護納付金分現年課税	14,036	14,358	322
4 子ども・子育て支援納付金分現年課税	—	4,783	
5 医療給付費分滞納繰越	4,250	3,990	▲ 260
6 後期高齢者支援金分滞納繰越	1,810	1,770	▲ 40
7 介護納付金分滞納繰越	1,090	940	▲ 150
8 子ども・子育て支援納付金分滞納繰越	—	0	
退職被保険者等国民健康保険税	53	32	▲ 21
1 医療給付費分滞納繰越	50	30	▲ 20
2 後期高齢者支援金分滞納繰越	1	1	0
3 介護納付金分滞納繰越	2	1	▲ 1
2 使用料及び手数料	77	75	▲ 2
国庫支出金	0	4,752	4,752
3 県支出金	1,066,422	1,028,589	▲ 37,833
保険給付費交付金	1,066,421	1,028,588	▲ 37,833
1 普通交付金	1,002,274	1,002,272	▲ 2
2 特別調整交付金	29,123	26,316	▲ 2,807
財政安定化基金交付金	1	1	0
4 財産収入	97	1,360	1,263
5 寄附金	1	1	0
6 繰入金	125,304	112,887	▲ 12,417
1 一般会計繰入金	87,741	80,886	▲ 6,855
2 基金繰入金	37,563	32,001	▲ 5,562
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	109	109	0
計	1,355,837	1,336,414	▲ 19,423

科 目	出		比 較 B-A
	令和7年度 当初予算額 A	令和8年度 当初予算額 B	
1 総務費	10,421	16,823	6,402
1 総務管理費	9,529	15,998	6,469
2 徴税費	693	626	▲ 67
3 運営協議会費	199	199	0
2 保険給付費	1,041,500	1,006,174	▲ 35,326
療養諸費	868,788	845,762	▲ 23,026
1 療養給付費	864,000	840,000	▲ 24,000
2 療養費	2,520	3,720	1,200
3 審査支払手数料	2,268	2,042	▲ 226
高額療養費	168,500	156,500	▲ 12,000
1 高額療養費	168,000	156,000	▲ 12,000
2 高額介護合算療養費	500	500	0
移送費	10	10	0
出産育児諸費	3,002	3,002	0
葬祭諸費	1,200	900	▲ 300
3 国保事業費納付金	263,816	275,648	11,832
4 財政安定化基金拠出金	1	1	0
5 保健事業費	30,549	29,786	▲ 763
1 特定健診事業費	11,422	11,519	97
2 保健事業費	7,643	6,735	▲ 908
3 健康管理費	11,484	11,532	48
6 積立金	97	1,360	1,263
7 諸支支出金	7,453	4,622	▲ 2,831
1 償還金等	1,582	1,062	▲ 520
2 繰出金	5,871	3,560	▲ 2,311
8 予備費	2,000	2,000	0
計	1,355,837	1,336,414	▲ 19,423

◇令和8年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

◎被保険者の推移

[予算時ベース]

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・後期・子育て分	2,697	2,672	2,490	2,370	2,277	2,154
介護納付金分	766	700	637	620	593	579

[算定時ベース]

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・後期・子育て分	2,692	2,634	2,416	2,304	2,210	
介護納付金分	742	669	620	595	578	

◎保険税(1人平均)の推移

[予算時ベース]

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療分	58,033	57,950	47,330	43,229	43,926	55,508
後期高齢支援分	19,234	20,287	21,777	22,512	21,990	24,034
子育て支援納付金分	—	—	—	—	—	2,337
小計	77,267	78,237	69,107	65,741	65,916	81,879
介護納付金分	22,593	21,411	21,087	23,789	24,915	26,103
合計	99,860	99,648	90,194	89,530	90,831	107,982

[算定時ベース]

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般被保険者分	54,292	53,793	52,791	48,870	44,476	
後期高齢支援分	21,298	19,270	20,580	22,153	22,747	
子育て支援納付金分	—	—	—	—	—	
小計	75,590	73,063	73,371	71,023	67,223	
介護納付金分	23,286	23,323	22,403	21,632	25,616	
合計	98,876	96,386	95,774	92,655	92,839	

◇令和8年度 岩美町国民健康保険税(案)について◇

I-1 令和8年度 医療給付費分予算 (0歳~74歳)

◎ 歳出予算 1,244,529千円

保険給付費	国保事業費納付金	保健事業	その他支出
1,006,174千円	183,763千円	29,786千円	24,806千円
療養給付費 840,000千円 療養費 3,720千円 高額療養費 156,000千円 審査支払手数料 2,042千円 高額介護 500千円 移送費 10千円 出産一時金 3,002千円 葬祭費 900千円 保険給付費計 1,006,174千円		特定健診 11,519千円 保健衛生費 6,735千円 健康増進 11,532千円 保健事業計 29,786千円	総務費 16,823千円 積立金 1,360千円 公債費 千円 雑支出金(一般) 1,063千円 病院繰出金 3,560千円 予備費 2,000千円 その他支出計 24,806千円

◎ 歳入予算 1,244,529千円

保険税		国県支出金	他会計繰入金 (一般会計繰入金)	積立基金繰入金	その他収入
現年度分 113,586千円	滞納分 6,732千円	1,033,341千円	57,323千円	32,001千円	1,546千円
滞納分内訳		普通交付金 1,002,272千円	保健事業等 7,145千円	保険税軽減 30,000千円	使用料及び手数料 75千円
一般3,990千円	退職30千円	特別交付金 26,317千円	基金安定負担金 33,142千円	償還金 1千円	財産収入 1,360千円
後期1,770千円	後期1千円	県支出計 1,028,589千円	未就学児均等割 313千円	予備費 2,000千円	寄付金 1千円
介護940千円	介護1千円	国庫支出金 4,752千円	産前産後 45千円	基金繰入金計 32,001千円	繰越金 1千円
			財政安定化支援金 16,678千円		諸収入 109千円
			他会計繰入金計 57,323千円		その他収入計 1,546千円

I-2 令和8年度 医療給付費分国保税率算定基礎資料

年度 区分	令和8年度		令和7年度	
	本算定(3/31)時	当初予算	本算定(3/31)時	当初予算
被保険者数 ①	人	人	人	人
一人当り保険税額 ②	円	円	円	円
調定見込額 ①×②=③	千円	千円	千円	千円
徴収率(予定) ④	%	%	%	%
予算額 ③×④=⑤	千円	千円	千円	千円
		113,586	93,378	95,019

	R8当初予算	差額	R7当初予算
後期高齢者支援税額	24,034円	2,044円	21,990円
1人当り税額(一般+後期)	79,542円	13,626円	65,916円

◎ 1人当たり保険税額(当初予算)

令和7年度 43,926円
令和8年度 55,508円

◇令和8年度 岩美町国民健康保険税(案)について◇

Ⅱ-1 令和8年度 後期高齢者支援金分予算(0歳~74歳)

◎ 後期高齢者分歳出予算(見込) 66,405千円(国保事業費納付金)

◎ 後期高齢者分歳入予算(見込) 66,405千円

保 険 税	保険基盤安定等後期支援相当分
現年度分 49,181千円 (調定額 51,769千円)	17,224千円

Ⅱ-2 令和8年度 後期高齢者支援金分国保税率算定基礎資料(0歳~74歳)

区 分	令和8年度		令和7年度	
	本算定(3/31)時	当初予算時	本算定(3/31)時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人	人	人
1人当り保険税額 ②	円	円	円	円
調定見込額 ①×②=③	千円	千円	千円	千円
徴収率(予定) ④	%	%	%	%
予 算 額 ③×④=⑤	千円	千円	千円	千円

◎1人当たり保険税額(当初予算)

令和7年度
21,990円
令和8年度
24,034円

2,044円

◇令和8年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

Ⅲ-1 令和8年度 子ども・子育て支援金分予算（0歳～74歳）

◎ 子ども・子育て分歳出予算（見込） 6,458 千円（国保事業費納付金）

◎ 子ども・子育て分歳入予算（見込） 6,458 千円

保 険 税	保険基盤安定等子ども支援相当分
現年度分 4,783千円 （調定額 5,035 千円）	1,675千円

Ⅲ-2 令和8年度子ども・子育て支援金分国保税率算定基礎資料（0歳～74歳）

区 分	令和8年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人 2,154
1人当り保険税額 ②	円	円 2,337
調定見込額 ① × ② = ③	千円	千円 5,035
徴収率（予定） ④	%	% 95.0
予 算 額 ③ × ④ = ⑤	千円	千円 4,783

◇令和8年度 岩美町国民健康保険税(案)について◇

IV-1 令和8年度 介護納付金分予算(40歳~64歳)

◎ 介護納付金分歳出予算(見込) 19,022千円(国保事業費納付金)

◎ 介護納付金分歳入予算(見込) 19,022千円

保 險 税	保険基盤安定介護相当額
現年度分 14,358千円 (調定額 15,114千円)	4,664千円

IV-2 令和8年度 介護納付金分国保税率算定基礎資料(40歳~64歳)

区 分	令和8年度		令和7年度	
	本算定(3/31)時	当初予算時	本算定(3/31)時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人	人	人
1人当り保険税額 ②	円	円	円	円
調定見込額 ①×②=③	千円	千円	千円	千円
徴収率(予定) ④	%	%	%	%
予 算 額 ③×④=⑤	千円	千円	千円	千円

◎ 1人当たり保険税額(当初予算)

令和7年度

24,719円

令和8年度

26,103円

1,384円

◎岩美町国民健康保険特別会計

1 岩美町国民健康保険積立基金管理状況

(単位：円)

年度	前年度決算 剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
14	5,200,000	7,357	△ 22,000,000	167,226,440
15	4,900,000	3,545	△ 10,000,000	162,129,985
16	13,000,000	3,468	0	175,133,453
17	45,000,000	374	0	220,133,827
18	31,000,000	124,108	0	251,257,935
19	20,000,000	895,614	0	272,153,549
20	23,000,000	1,040,085	0	296,193,634
21	40,000,000	939,293	△ 45,000,000	292,132,927
22	12,000,000	464,519	△ 112,000,000	192,597,446
23	26,000,000	124,144	△ 30,000,000	188,721,590
24	27,000,000	89,750	△ 30,000,000	185,811,340
25	31,000,000	226,763	△ 20,000,000	197,038,103
26	34,000,000	153,179	△ 40,000,000	191,191,282
27	22,000,000	155,594	△ 65,000,000	148,346,876
28	34,000,000	75,594	△ 53,000,000	129,422,470
29	46,000,000	65,072	△ 20,000,000	155,487,542
30	79,018,014	38,721	△ 19,827,000	214,717,277
R1	26,157,524	73,192	△ 36,201,000	204,746,993
2	31,720,175	88,637	△ 35,900,000	200,655,805
3	24,086,295	136,611	△ 23,769,000	201,109,711
4	27,716,952	18,668	△ 28,269,000	200,576,331
5	19,965,558	33,822	△ 43,301,000	177,274,711
6	15,862,108	8,526	△ 12,940,000	180,205,345
7	13,177,246	789,000	△ 37,029,000	157,142,591
8	327,093	1,360,000	△ 32,001,000	126,828,684

令和 8 年度

岩美町国民健康保険事業計画（案）

岩美町

はじめに

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療受診機会の確保および健康の保持・増進に大きく貢献してきました。

しかしながら、公的医療保険の中で国民健康保険は、加入者の年齢層が高く医療費水準が高い、所得水準が低いなど、保険者の運営努力だけでは解決できない“構造的な問題”を抱えていることに加え、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加などによりその運営は全国的に年々厳しさを増しています。

本計画は、このような状況を踏まえながら、岩美町国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和8年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものです。

第1章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

1 国民健康保険事業運営の状況

(1) 被保険者・世帯数

本町における国民健康保険の加入状況（令和7年9月末現在）は、1,494世帯、2,172人で、町の人口（10,587人）の20.5%を占めていますが、被保険者数は年々減少しています。

		R3	R4	R5	R6	R7
世帯数(世帯)		1,693	1,641	1,575	1,542	1,494
被 保 険 者 数 (人)	0歳～39歳	407	503	355	387	341
	40歳～59歳	433	479	408	416	409
	60歳～74歳	1,849	1,882	1,620	1,536	1,422
	合計	2,689	2,864	2,383	2,339	2,172
軽減世帯数(世帯)		1,148	1,150	1,081	1,060	978
全世帯に対する割合(%)		67.8	70.0	68.6	68.7	65.5

【国民健康保険実態調査・基盤安定事業計画より】

(2) 国民健康保険税の収納状況

本町における、国民健康保険税の収納状況は以下のとおりです。世帯数・被保険者数の減少に伴い、現年分の調定額・収納額も減少傾向にあります。

		調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
R3	現年分	220,319,600	211,795,987	96.13
	滞納分	56,051,816	8,851,221	15.79
R4	現年分	210,895,000	203,439,990	96.47
	滞納分	52,809,708	9,358,269	17.72
R5	現年分	193,329,700	182,119,380	94.20
	滞納分	42,162,109	4,716,300	11.19
R6	現年分	179,146,600	167,736,200	93.63
	滞納分	45,355,835	7,477,845	16.49
R7 (見込)	現年分	163,637,900	155,724,300	95.16
	滞納分	47,448,097	6,164,000	12.99

【税務課資料】

(3) 医療給付費

歳出における医療費については、以下のとおりとなっています。

	R4	R5	R6	R5→R6 伸び率
1人当たり診療費 (円)	412,998 (341,924)	409,556 (359,019)	438,091 (367,355)	106.97% (102.32%)
1件当たりの日数 (日)	2.04 (1.85)	1.97 (1.85)	1.99 (1.85)	101.38% (100.00%)
1日当たりの診療 費(円)	20,030 (16,740)	19,495 (17,195)	20,185 (17,543)	103.54% (102.03%)

() 内は鳥取県平均値

【国民健康保険事業年報より】

令和6年度は令和5年度に比べ7.0%程度の増加となりました。県平均は2.3%の増加ですので、岩美町の伸び率は高い状況です。前年微減だったものが増加に転じており、医療の高度化により医療費増加傾向は続くことが予想されます。国民健康保険事業の健全な運営のためには、より一層医療費の抑制に努めなければなりません。

(4) 国民健康保険事業特別会計の決算状況

(円)

【歳入】	R4	R5	R6	R7(見込)
国民健康保険税	212,798,259	186,835,680	175,214,045	162,485,093
使用料及び手数料	79,200	68,200	76,000	77,000
国庫支出金	0	114,000	3,234,000	1,210,000
県支出金	1,138,204,272	1,010,824,314	1,025,467,975	1,002,650,000
財産収入	18,668	33,822	8,526	789,000
寄附金	0	0	0	0
繰入金	128,894,778	141,422,885	105,509,185	123,640,000
繰越金	0	0	0	0
諸収入	15	333,890	26,572	0
合計	1,479,995,192	1,339,632,791	1,309,536,303	1,290,851,093
【歳出】				
総務費	10,698,977	10,391,582	12,589,936	11,460,000
保険給付費	1,064,547,061	976,800,816	996,852,533	979,112,000
国民健康保険事業費納付金	316,112,280	307,648,961	254,773,181	263,816,000
共同事業拠出金	35	98	0	
保健事業費	27,231,313	26,742,404	25,644,081	28,985,000
積立金	18,668	33,822	8,526	789,000
諸支出金	41,421,300	2,153,000	6,490,800	6,362,000
予備費	0	0	0	0
合計	1,460,029,634	1,323,770,683	1,296,359,057	1,290,524,000
収支差額	19,965,558	15,862,108	13,177,246	327,093
基金保有額(年度末)	200,576,331	177,274,711	180,205,345	157,142,591

2 国民健康保険事業運営の課題

国保事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向となっており、事業運営の要である国保税の税収も減少傾向にあります。医療費の状況は下表のとおりとなっており、がん及び糖尿病をはじめとする生活習慣病関連疾患が多くを占め、女性では筋・骨格系疾患も目立っています。

保健事業により対策を行い、更なる歳出抑制を行わなければ、本町国保事業の安定的な運営が難しい状況となっています。

男性	入院		外来	
	医療費 (円)	割合	医療費 (円)	割合
糖尿病	13,913,370	4.1%	34,290,510	13.3%
高血圧症	682,310	0.2%	12,059,850	4.7%
脂質異常症	0	0.0%	5,456,480	2.1%
高尿酸血症	0	0.0%	314,100	0.1%
脂肪肝	0	0.0%	400,120	0.2%
動脈硬化	1,972,640	0.6%	225,450	0.1%
脳出血	1,041,700	0.3%	39,440	0.0%
脳梗塞	13,347,580	3.9%	1,155,930	0.4%
狭心症	4,418,600	1.3%	4,243,990	1.6%
心筋梗塞	2,778,090	0.8%	0	0.0%
がん	62,403,900	18.2%	45,047,130	17.4%
筋・骨格	15,238,170	4.4%	11,267,920	4.4%
精神	27,060,870	7.9%	8,424,060	3.3%
その他	200,186,810	58.4%	135,735,230	52.5%
計	343,044,040	100.0%	258,660,210	100.0%
女性				
糖尿病	894,760	0.5%	13,808,950	6.7%
高血圧症	253,600	0.1%	10,323,680	5.0%
脂質異常症	126,840	0.1%	8,669,010	4.2%
高尿酸血症	0	0.0%	0	0.0%
脂肪肝	0	0.0%	264,750	0.1%
動脈硬化	0	0.0%	439,460	0.2%
脳出血	1,288,890	0.7%	116,420	0.1%
脳梗塞	2,165,450	1.1%	673,430	0.3%
狭心症	0	0.0%	873,680	0.4%
心筋梗塞	0	0.0%	15,960	0.0%
がん	39,257,240	19.9%	25,873,310	12.6%
筋・骨格	27,208,160	13.8%	21,300,290	10.4%
精神	21,966,570	11.1%	10,792,700	5.3%
その他	104,372,340	52.8%	112,020,210	54.6%
計	197,533,850	100.0%	205,171,850	100.0%

【国保データベース(R6)より】

第2章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえ、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

1 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上への取組

(1) 国民健康保険税の改定状況

平成30年度から、都道府県が共同保険者となり、特に財政面で支援することになりました。

これに伴い、町は県に対して納付金を納める形になり、公費等を除いた部分を保険税として賦課することになります。保険税の賦課については引き続き市町村が担うこととなりますが、急激な上昇を防ぐため、財政調整基金を活用しながら緩やかに引き上げるなどの手段を、県内市町村の動向を見ながら検討してまいります。

医療	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
R 3	6.5	28.0	22,810	16,190	53,793	630,000
R 4	7.0	27.6	22,590	16,030	52,791	650,000
R 5	7.0	—	22,760	15,930	48,870	650,000
R 6	6.5	—	20,490	14,240	45,049	650,000
R 7	5.5	—	19,090	13,060	44,476	660,000
後期	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
R 3	2.4	10.2	8,180	5,800	19,270	190,000
R 4	2.8	10.8	8,810	6,250	20,580	200,000
R 5	3.3	—	10,320	7,220	22,153	220,000
R 6	3.4	—	10,510	7,310	23,091	240,000
R 7	2.9	—	9,770	6,690	22,747	260,000
介護	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
R 3	2.5	18.2	9,500	5,260	23,323	170,000
R 4	2.5	17.2	9,220	4,910	22,403	170,000
R 5	2.7	—	9,510	5,300	21,632	170,000
R 6	2.9	—	10,840	5,610	24,719	170,000
R 7	2.8	—	10,460	5,330	25,616	170,000

(2) 国民健康保険税の収納率

収納率の向上や滞納額の縮減は、国保事業の運営、税負担の公平性確保の観点からも極めて重要です。このため、以下の取り組みを実施し、収納率の向上を図ります。

① 目標値を定めます。 (%)

	R5 (実績)	R6 (実績)	R7 (実績見込)	R8 (目標)
現年分	94.20	93.63	95.16	95.50
滞納分	11.19	16.49	12.99	15.00

② 国民健康保険事業の運営は、一定の公費負担と国民健康保険税で賄うという基本原則に基づき、必要な財源の適正な徴収に努めます。

③ 口座振替納付の推進を図ります。 (%)

	R5 (実績)	R6 (実績)	R7 (実績見込)	R8 (目標)
口座振替世帯数割合	53.05	50.45	49.55	50.00

④ 滞納対策として、保険税の納付状況を確認し、納付できない事情を確認した上で特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行います。

		R5	R6	R7
滞納世帯数 (世帯)		120	158	154
短期被保険者証発行世帯数 (世帯)		0	0	0
被保険者資格証明書発行世帯数 (世帯)		0	0	
特別療養費支給世帯数 (世帯)			0	0
不納欠損	件数 (件)	115	145	—
	金額 (円)	2,898,094	1,321,393	—

【6月1日現在】

⑤ 電話催告、文書催告書及び差押予告書等の発送により、納税を促します。再三にわたる催告に応じない場合は、実情を踏まえたうえで給与・預貯金等の財産を調査し差押を実施します。

2 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検

レセプト（診療報酬明細書）点検は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、保健事業の具体的な取り組みの検討資料としても活用できるなど、医療費適正化対策としても有効と考えていることから、今後も継続して取り組んでいきます。

（主な項目）被保険者資格点検、請求内容点検、交通事故等第三者行為対象点検

	R5	R6	R7
レセプト点検効果額（円）	398,577	305,841	3,559,520

(2) 第三者行為損害賠償求償

第三者から受けた傷害の治療費は、健康保険で受診せず原則として加害者が負担することになっています。一時的に国民健康保険を利用して医療を受けた際は届出が必要となりますので、その周知と適切な受療を促します。

- ① 町広報誌やホームページでの周知により、事故にあった際の届出の徹底を図ります。
- ② レセプト点検や療養費給付申請受付時に、給付発生原因を把握し、必要があれば訪問や電話にて届出を促します。医療機関や保険会社等との連携を図り、情報収集に努めます。

	R5	R6	R7
件数（件）	1	0	0
金額（円）	72,586	0	0

(3) 被保険者資格管理の適正化

社会保険等に加入した後も、国民健康保険で受診する事例が見受けられます。本来であれば他の保険者が支払うべき保険給付費を本町が支払うこととなることから、資格喪失後の受診ができるだけ少なくなるよう、資格取得の際やホームページ等で周知を図り、医療費適正化につなげていきます。

(4) 医療費通知

岩美町においては、被保険者に医療費削減への意識を高めていただくことを目的として医療費の通知を行っております。医療費負担の仕組みや健康管理について理解を深めていただくためにも、継続して行っています。

(通知内容) ・医療費総額 ・受診年月 ・受診者名 ・医療機関等名称
・入院通院の別 ・入院通院等の日数 ・支払金額
(通知回数) 年2回(1～10月、11～12月診療分)

	R5	R6	R7(見込)
件数(件)	7,886	7,691	7,656

(5) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進

新薬の特許期間終了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品(以下「ジェネリック医薬品」という。)は、新薬と同様の効果が得られるものとして普及してきており、薬品の価格を大幅に抑えることができます。医療費の軽減は、被保険者にとっても、保険者である本町にとっても効果が大きいことから、積極的な利用促進の取り組みを行います。

	R5	R6	R7(見込)	R8(目標)
後発医薬品(件数)利用率(%)	73.0	76.5	78.3	80
後発医薬品(薬剤料額)利用率(%)	57.9	63.2	67.0	70

- ① 資格取得手続きの際、ジェネリック医薬品利用啓発のシール等を配布します。
- ② 服用中に先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬にかかる自己負担額がどの程度軽減されるかを記載した「差額通知」を、鳥取県国民健康保険団体連合会へ作成委託し、被保険者に通知することにより医療費削減を図ります。

また、実際に切り替えたかどうか等の分析を行います。

- ③ 広報誌やホームページでの周知を行います。

(6) 重複多剤投与者等の状況及び対策

レセプト確認により重複投与者及び多重投与者の抽出を行い、面談を行うことで必要以上の医療や薬剤が提供されていないか確認を行い、医療費削減を図ります。

	R5	R6	R7(予定)
抽出件数 (件)	19	1	3
面談件数 (件)	1	0	1

3 健康づくりへの取り組み

被保険者の病気重症化の未然防止や医療費の低減化を図るため、岩美町国民健康保険保健事業計画（令和6年3月策定）、および岩美町特定健康診査実施計画（第4期）等、町が定める各種計画に基づき、以下のとおり実施します。

【保健事業費】	R5	R6	R7(見込)	R8(予算額)
特定健康診査・保健指導	9,652,253	9,662,973	11,378,000	11,728,000
人間ドック・ガン撲滅事業	5,694,850	4,966,049	5,846,000	6,735,000
健康教育・相談、保健センター管理等	11,395,301	11,015,059	11,761,000	11,532,000
合 計	26,742,404	25,644,081	28,985,000	29,995,000

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

特定健康診査・特定保健指導の目的は、高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善につながる指導を行うものです。

この生活習慣病関連の疾患（脳卒中、高血圧、糖尿病など）は、国民医療費全体の3分の1を占めています。特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、この生活習慣病の早期発見と予防を行い、医療費の削減につなげていきます。

	R5	R6	R7 (見込)	R8 目標	R11 目標
特定健康診査受診率(%)	45.0 (35.7)	44.1 (36.9)	45.0	54.0	60.0
うち前年も受診(%)	72.5	78.9	—	—	—
特定保健指導実施率(%)	7.4 (28.3)	2.8 (27.1)	15.7	51.0	60.0

()内は鳥取県数値

(岩美町国民健康保険事業計画・岩美町特定健康診査等実施計画より)

- ① 被保険者のうち40歳以上を対象者として、特定健康診査を無料で実施します。その際、対象者全員に受診券を配布し、特定健診の必要性を周知します。町広報誌やホームページ等を活用して、広報にも努めます。
- ② 医療機関へ受診している方については、医療機関から特定健康診査受診項目のデータ提出について協力をお願いします。

- ③ 各地区において集団健診を実施します。鳥取県健診受診勧奨センターと連携し、前年までの受診状況によって対象者をリストアップして勧奨資材等で個別に受診を促します。
- ④ 特定健康診査の検査結果を受診者に提供します。必要と判断される者に対しては、特定保健指導を実施します。医療機関への受診も勧めます。
- ⑤ 特定健康診査の結果やレセプト等様々なデータについては、鳥取県国民健康保険団体連合会や協会けんぽ鳥取支部とも協働して分析や検証を行い、保健事業の実効性を高めます。

(2) 人間ドック検診

人間ドック検診は、生活習慣病等の早期発見、早期治療、重症化予防を図ることを目的として実施します。

- ① 35～74歳の町民を対象として実施します。（国民健康保険以外も含む。隔年受診：定員220名、経年受診：定員50名）
- ② 受診の結果、必要と判断される者に対しては、生活習慣の改善指導や適切な医療の受診を指導します。

(3) がん検診

がんの早期発見・治療を目的として、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肝炎ウイルス検査を40歳以上（子宮がんは20歳以上）の町民を対象として無料で実施します。（国民健康保険以外含む）

(4) 胃がん・大腸がん撲滅事業

胃がん・大腸がん撲滅事業は、町が実施するがん検診の結果、精密検査が必要と判断された方に健康診断の受診を勧めるもので、がんの早期発見治療を目的に行います。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

近年、腎症の患者数・医療費が全国的に増加していることから、特に糖尿病から腎症に移行しないよう、重症化を未然に防ぐ対策を行います。レセプトデータから

対象者を抽出し、医師の指導を仰ぎながら保健指導を実施し、透析治療への移行者の増加を抑制します。

(6) その他保健事業

岩美町においては、総合保健施設である「岩美すこやかセンター」内に、岩美町国民健康保険岩美病院と、役場健康福祉課があり、相互連携を図りながら健康教育や健康相談等の事業を行っています。引き続き町民のための健康増進活動を実施します。

4 その他の取り組み

(1) 国保事業共同化の取り組み（県・他市町村との連携）

平成30年度以降の国民健康保険新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は地域との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等は引き続き担うこととされています。令和3年4月には第2期鳥取県国民健康保険運営方針が策定され、PDCAサイクルの確立や、保険料水準の統一化を目指すことが定められました。これらを踏まえ、事務の分担や共同化について、県や他市町村と協議を重ねながら実施していきます。

(2) 国保連との取り組み

鳥取県国民健康保険団体連合会は、診療報酬等の支払事務や保健事業の委託、事業内容の相談、システムの運用等、国保保険者の事業のとりまとめを行っています。保健事業に関するデータ分析も行っており、提供されるデータを活用しながら事業執行にあたります。

(3) 協会けんぽとの取り組み

国民健康保険と協会けんぽの双方が抱える健康課題の解決のため、住民向けの健康診査の案内の作成・配布や新聞折り込みを利用した周知など、連携協働して事業を実施します。

岩美町保健事業実施計画（データヘルス計画）【抜粋】

Ⅲ 課題解決のために実施する事業

1 保健事業の目標設定

本計画においては、「Ⅲ 健康・医療情報等の分析・分析に基づく健康課題の抽出」において抽出された健康課題の中から、優先する健康課題を選定し、その改善に向けた具体的な目標を次のとおり定めます。

<優先する健康課題> がん、腎不全及び生活習慣病（循環器）の重症化

<具体的な目標と評価指標>

優先順位	目標	評価指標			実現のための計画	実績（見込）			
		現状と目標				R5	R6	R7	
①	特定健康診査受診率の向上	特定健康診査受診率			<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査3年間未受診者や不定期受診者を抽出し、受診勧奨を行う。 ・健康年齢のお知らせを被保険者に送付し、継続受診を促す。 ・岩美病院をはじめとするかかりつけ医と連携し、みなし健診を活用した受診勧奨を図る。 ・健診データ情報提供の広報を積極的にを行う。 ・休日健診や女性限定健診を実施し、健診を受けやすい環境をつくる。 	➡	➡	➡	
		R4	R8	R11		R5	R6	R7	
		45.5%	54.0%	60.0%		45.0%	44.1%	45.0%	
②	腎不全重症化予防事業	CKD重症度分類②～④の割合			<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果異常値の対象者へ、健診結果とともに紹介状を同封し、医療機関への受診勧奨を行う。 ・集団検診の結果説明会において、腎機能の説明を行うなど腎不全予防に対する知識の普及啓発を行う。 ・食事や運動を中心とした生活習慣の改善を図るための健康教室を実施する。 	➡	➡		
		R4	R8	R11		R5	R6		
		7.4%	6.5%	5.0%		7.1%	8.7%		
③	高血圧症重症化予防事業	高血圧症未治療者のうち血圧分類Ⅱ度以上の該当者割合			<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果異常値の対象者へ、健診結果とともに紹介状を同封し、医療機関への受診勧奨を行う。 ・血圧測定習慣の普及を促すため、すこやかセンターに自動血圧計を設置し、気軽に血圧測定・管理ができる環境を整備する。 ・広報やケーブルテレビで「減塩」や「野菜接種」などの普及啓発を行う。 	➡	➡		
		R4	R8	R11		R5	R6		
		30.7%	25.0%	20.0%		25.8%	13.2%		
④	生活習慣改善推進事業	1回30分以上の運動習慣のない該当者割合			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防運動普及員を養成し、地域で行われるサロンや通いの場での運動習慣の普及を図る。 ・ケーブルテレビで運動番組（玉手箱体操、いわみんエクササイズ）を放映する。 ・玉手箱体操やグランドゴルフなどの運動サークルへの活動費助成を行う。 ・健康教室や料理教室を開催し、健康づくりや食育推進に関する知識の普及を図る。 ・広報誌やケーブルテレビを活用し、「休肝日」「休間食」などの生活習慣改善の普及啓発活動を行う。 ・住民の行動変容を促すアプリ（とっとり健康）の普及促進を行い、運動習慣の定着化を図る。 	➡	➡	➡	
		R4	R8	R11		R5	R6	R7	
		40～64歳	40～64歳	40～64歳		40～64歳	40～64歳	40～64歳	40～64歳
		79.6%	75.0%	70.0%		80.9%	80.5%	80.4%	
65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳	65～74歳			
61.7%	56.0%	50.0%	62.1%	62.4%	62.8%				

※ 計画の期間令和6年度から令和11年度とする。

個別保健事業 進捗確認・評価シート

		評価計画・実績									
事業名	事業内容(概要)	対象	実施期間	ストラクチャー評価(評価指標)		プロセス評価(評価指標)		アウトプット評価(事業実施量)		アウトカム評価(効果)	
				目標項目・評価指標	事業実績・実施後評価	目標項目・評価指標	事業実績・実施後評価	目標項目・評価指標	事業実績・実施後評価	目標項目・評価指標	事業実績・実施後評価
1 特定健康診査 受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県健康診査動員センターを活用し、未受診者を健康診査結果や過去の受診歴からグループ分けし、特性に合わせた受診勧奨通知を送付する。(委託事業) 健康年齢のお知らせを被保険者に送付し、健康年齢を促す。(委託事業) 岩美病院と連携し、未受診者のうち医療機関定期通院者へのみ健康診査を活用した受診勧奨を図る。 みなし健康診査受診勧奨通知を送付する。 協会健康と連携し、特定健康診査折込チラシを作成。(年2回) 町広報、防災無線、CATV文字放送などによる広報。 	特定健康診査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健康診査6月～翌1月 ・医療機関の個別健康診査9月～翌1月 	<ul style="list-style-type: none"> 保険部門と保健衛生部門が連携し、事業計画の確保、評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して事業計画を策定し、実施内容を確認し、運営協議会に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険部門と保健衛生部門が連携し、未受診者への勧奨メッセージを策定する。受診状況をしながら、勧奨方法、対象、時期等を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して、勧奨ハカキの内容を検討した。健康機関への受診勧奨依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨通知2回 健康年齢通知2回 みなし健康診査1回 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査率向上(目標値46%) 	<ul style="list-style-type: none"> 受診率(見込)45.0% 	
2 腎不全重症化予防 事業	<ul style="list-style-type: none"> 抽出したCKD重症度①～③、糖尿病性腎症病期ステージ3～4期の者のうち、本人及びかかりつけ医の同意を得た者について、保健師等が面談、電話等による保健指導を行う。(委託事業) 	腎機能低下者	8月～翌年3月	<ul style="list-style-type: none"> 保険部門と保健衛生部門が連携し、事業計画の確保、実施評価を行う。かかりつけ医の同意を得て行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して事業計画を策定し、実施した。かかりつけ医の同意を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医の同意、指示のもと保健指導を行う。規定のプログラムに基づき、面談2つを、電話指導6回を行う。実施内容を保険部門、保健衛生部門で共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 抽出した対象者全員に通知(実施率100%)の保健指導実施(5名) 医療機関受診勧奨(20名) 	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導実施者のうち透析治療移行者数0人 保健指導実施者のHbA1c(又は空腹時血糖)の値の維持、低減1人 	<ul style="list-style-type: none"> 透析治療移行者(見込)0人 		
3 高血圧重症化予防 事業	<ul style="list-style-type: none"> 有所見者の結果は、受診しやすくするために精密検査紹介状を作成。訪問等で説明してかかぎます。(要医療域の者及び定期受診歴がない者) 有所見者で精密検査の結果が返ってこない方については、電話等で受診の確認を行う。 	特定健康診査のうち、健康結果異常値の者	健康実施後	<ul style="list-style-type: none"> 保険部門と保健衛生部門が連携し、事業計画の確保、実施評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して事業計画を策定し、実施内容を確認し、運営協議会に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗を記録し、保健部門と保健衛生部門で共有し、進捗管理を行う。効果的な実施方法について検討し、随時改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> 有所見者を家庭訪問等して受診勧奨を行う。(家庭訪問等勧奨率100%) 	<ul style="list-style-type: none"> 精密検査受診率向上(目標値50%) 	<ul style="list-style-type: none"> 受診率(見込)24.6% 		
4 生活習慣改善推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> リズムエムエクササイズ、ウォーキング教室などの運動教室の開催。 CATVなど様々な媒体でエクササイズ動画を放送する。 ウォーキングや運動サークル、ウォーキングイベントなどの活動を支援する。 とっとり健康ポイント事業(鳥取県事業)のPR 	国民健康保険被 保険者	通年	<ul style="list-style-type: none"> 保険部門と保健衛生部門が連携し、事業計画の確保、実施評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して事業計画を策定し、実施内容を確認し、運営協議会に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険部門と保健衛生部門が連携して、効果的な事業実施方法や体制について検討し、随時改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 町広報やCATVなどで運動習慣を啓発した。エクササイズ動画配信した。町広報で健康ポイント事業をPRした。 	<ul style="list-style-type: none"> 質問票で運動習慣なしと回答した者の割合40～64歳80.4% 65～74歳62.8% 	<ul style="list-style-type: none"> 質問票で運動習慣なしと回答した者の割合40～64歳76% 65～74歳58% 		

